

旧統一教会に質問権行使

文科相「組織・財産」報告要求

1/23 稲田



質問権の行使について記者会見する
永岡文科相=22日午前、文科省

永岡文科相は22日、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）に対し、宗教法人法に基づく質問権行使した。組織運営や財産・収支に関する報告を求める文書を同日、郵送した。回答期限は12月9日。1995年の法改正で廃止された調査権限の行使は初。文化庁は解散命令請求を提出し、教団の回答を精査した上で、年内の追加調査も想定している。

質問権は、解散命令に該当する法令に違反して、著しく公共の福祉を害するといふ場合に認められる行為が発覚する場合などに行使可能。旧統一教会は「文科省

の意図に従つて、誠心誠意
対応する」と答えた。永岡氏は22日の閣議後記
者全員で、質問権行使とともに「関係者からの情報収集を進め、具体的な証拠や

年内に追加調査も

資料を伴う審議的な事実を明らかにしたい」と述べた。調査内容の詳細は明かさず、終了時期も「予断を持て言えない」とした。宗教法人は、役員名簿や財産目録、収支計算書を所轄庁に提出する義務がある。文化庁によると、「これらに加えて、教団の通常規定に関する書面や帳簿の提

出を求める」と、組織の意思決定の仕組みや資金の流れを解明する狙い。旧統一教会の組織的不法行為や法的責任を認定した2件の民事判決の詳細などを把握する。

解散命令請求には、憲法行為の「組織性、悪質性、継続性」を要付ける必要があり、文化庁は十分な証拠あり。永岡氏は21日に審議会へ質問権行使について諮詢し、審議会は「信教の自由を侵害しない」との見解で一致し、了承した。

12月22日 質問権行使
12月9日 回答期限
12月10日 再質問か
年明け 次回複数回やりとり? 解散命令請求を判断